本月組織人員

905 人



佐久建労だめ

E-mail sakukenrou@coral.plala.or.ip

発 行 人

-384-2102 佐久市塩名田488-1 佐久建設労働組合 TEL (0267) 58 - 2404 FAX (0267) 58 - 2304 責任者 高柳 健司

けんろうカード

提携店を増やそう!

せっかく組合に加入しているのだから、 けんろうカードの提携店を増やして、お得に利用 しちゃおう!

9月 10日

提携希望の店舗がありませんか?例えば、焼き たてパン屋さん、カフェレストラン、クリーニング 店、ラーメン屋等提携してほしいお店や施設が あるはず。みなさまのご要望をお寄せください。

また、「長野県建設労働組合連合会」のHPか らガイドメニューへ。

けんろうカードって何?を クリックすると、提携先が確認 できます。

長野県建設労連 - (u-kensetu.com)



保険証を同封します

令和5年 10 月1日~令和6年9月 30 日までの 保険証《そら色》を交付します。

期限の切れた保険証は、ご自身で責任を持つ て破棄してください。

保険証のしまい忘れ、紛失が多発しています。 再発行は、組合窓口で申請書の記入が必要に なります。電話で申請はできません。

※9月中に被保険者の喪失、記載事項の変更などの 手続きをする場合は、新旧両方の保険証が必要になり ます。

※滞納者の保険証を組合でお預かりする 場合があります。ご了承ください。

建設国保の職層区分は変更できるの?

建設国保の健康保険料と介護保険料は、職層区分で決定します。

以前は、従業員を雇い入れていたから、個人事業主だったが、現在は従業員がおらず一人で仕事をしている 方は、「事業所変更」の申請を行うことで、個人事業主から一人親方への変更が可能です。

例えば50歳で、個人事業主区分の方の健康保険料は、27,200円、介護保険料は3,900円になります が、一人親方であれば、健康保険料は20.600円、介護保険料は3,400円になります。

50 歳の場合	個人事業主	一人親方
健康保険料	27,200	20,600
介護保険料	3,900	3,400
合計	31,100	24,000

反対に、一人親方が従業員を雇い入れたら、個人事業主に変更 できます。「一人親方は、個人事業主だろう?」と従業員がいないの に、個人事業主区分で建設国保に加入している方は一度、組合 【? へご相談ください。

> ※詳しくは、「入ってよかった組合に」の冊子で、 ご自身の保険料区分をご確認ください。



9月の新規加入者 紹介者は 4名でした

新規加入者 7名



青年部長 組織拡大行動実施!

8月の健診日に、 岩下青年部長が、45歳 以下の組合員に青年部の 活動チラシを配布。

9月24日(日)に、 佐久平フォレストモール 内で出店決定! 10 時から 15 時まで!



のぼり旗と黄色のベストが目印になります。とびきりの笑顔 (無料)で青年部が待っています。

ぜひ、お立ち寄りください!※同封のチラシをご参照ください。

11 月末で 団体生命共済の 契約が終了

64 歳以下の組合員が 掛けている共済が終 了します。

個別で、こくみん共済に 加入を検討されている 方は、今月同封の 案内チラシを

ご参照ください。

8月の組合健診が終了しました

8月22日(火)~25日(金)の4日間、組合健診を実施し ました。受診者皆様のご協力により無事終了しました。あ りがとうございました。結果が届きましたら必ず確認をお 願いします。

— 精密検査依頼書が入っていた場合 —

必ず医療機関にて精密検査を受けてください。 受診時は、保険証、健診結果をお持ち下さい。



- 健康支援のご案内が入っていた場合 —

ご案内に初回支援の日程が書いてあります。 組合へ健康支援の申し込みをしてください。



20267-58-2404

健康支援とは



腹囲・血圧・脂質・血糖の値が基準値を超えている方 の個別面談等です。生活習慣病を予防するために、保健 師・栄養士が生活習慣改善をサポートします。

健康支援を受けていただくと♪

健康支援を利用した方にクオカードを進呈します。

- ○動機付け支援【合計 5,000 円分】
 - 1回目の面談終了時3,000円分 6か月後の評価完了時2,000円分



- ○積極的支援【合計 10,0000 円分】
 - 1回目の面談終了時3,000円分 6ヶ月後の評価完了時7,000円分





新規加入をお待ちしています!

『医療費のお知らせ』の送付について

長建国保では「医療費のお知らせ」を世帯宛に送付して います。令和4年11月診療分より、年1回の発送となり ました。そのため、令和4年11月~令和5年10月診療 分は令和6年1月末発送の予定です。また、圧着ハガキの 形状から封書となりますのでご注意ください。申告に間に 合わない診療分においては、領収書をご自身で大切に保管 をお願いします。

9/20まで労金一斉積立の払戻し不能期間となります。

法人化·建設業許可申請

法人設立、建設業許可申請(新規)、経営事項審査の 申請の相談に対応しています。組合までお電話くださ い。※会計事務所予約状況により、時間がかかる場合があります。 また、建設業許可票(金看板)と現場掲示票(塩ビ3 枚)を1セット19,000円(税込)であっせんもしていま す。

法人を設立する場合は事前に組合へ

個人事業所が法人を新たに設立したり、従業員が5 人以上になる場合は必ず事前に組合にご相談ください。 また、法人が新たに従業員を雇うケースでは「健保適用 除外申請」を5日以内に手続きをしないと建設国保に 残れない場合があります。

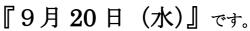
健保適用除外とは

法人事業所や従業員が5人以上に

なった個人事業所は、協会けんぽに加入し、厚生年金を かけなければなりませんが、健保適用除外申請をして、 年金事務所に承認されれば、建設国保に残ることができ

保険料口座引落しについて

今月の八十二銀行の口座引落し日は





口座の残金が請求額より1円でも不足すると指定 口座より保険料が引落しされません。

引落しは指定日の一日限りです。後日口座に入金して いただいても翌月の引落し日まで引落しにはなりま せん。先月からの残高がある場合はその合計額が引落 しとなります。都合で引落しできなかった場合は現金 で組合までお持ちいただくか、請求書記載の金額を組 合口座まで振込んでください。

※24 日までに入金が確認できない場合は督促状を発 送します。早急に入金をお願いします。

弁護士《無料》法律相談

- ·相談日 10月2日(月)
- ·時 間 午後 4 時 30 分 ~

組合員または組合員の家族の相談となり ます。相談を希望される方は、必ず事前に組合まで予約 をしてください。 締切9月26日(火) **☎**58-2404

今後の予定

9月21日 建連第2部会

建労会館

9月21日 国保事務担当者会議 WEB

9月22日 健康づくり教室

佐久建労会館

9月22日 支部長会

佐久建労会館

9月28日 執行委員会・理事会 建労会館 9月29日 組織拡大会議

WEB

10月3日 三役会

佐久建労会館